

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:
法人 Pacific Campaign for Disarmament and Security)
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 3 1 日吉グリーネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org
http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

180_{03/2/1}

¥200

特集「北朝鮮の核問題」

北朝鮮:核の瀬戸際外交を止めよ 米国:NPT合意の破壊を止めよ 日本:核兵器依存から脱却せよ

「北東アジア非核地帯」こそ平和解決の第一歩

2003年1月10日、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)が、またもや核不拡散条約(NPT)からの脱退を宣言した。大きく捉えるならば、ブッシュ政権の「悪の枢軸」路線がここに行き着かせたと言える。しかし、事態の急速な推移はおそらく米国の思惑を超えたものであっただろう。現在進行している事態を理解するために、背景となる基本的事実を整理しておきたい。

北朝鮮の核開発の歴史

北朝鮮の原子力技術はソ連の援助によって1950年代末に出発した。1965年8月にヨンピョン(寧辺、3ページの地図参照)に最初の研究用原子炉IRTが臨界に達し、稼働し始めた。IRT炉(軽水炉)は最初は熱出力2メガワット(MWth)であったが、74年に4MWth、86年に8MWthになった。

1979年に北朝鮮の原子力技術は、国産時代に入った。ヨンピョンに電気出力5メガワット(5MWe、熱出力20MWth)の炉

の自力建設がヨンピョンで始まり、86年に稼働し始めた。これは、天然ウラン、黒鉛減速炉である。同じ時期に、ウラン鉱精製所や燃料加工施設も建設された。小規模のウラン採掘、精製の歴史は、植民

地支配下で、日本が第2次世界大戦中に原子爆弾開発を行ったときに遡ると言われている(ISIS「科学と国際安全保障研究所」報告、2000年)

1987年頃には、使用済み燃料、あるいは

日米ミサイル防衛共同研究

本誌前号の指摘が現実

本誌前号(178・9号)で、昨年12月17日に発表されたブッシュ大統領のミサイル防衛「初期配備」決定の内容について分析し、「日米共同技術研究が矛盾を露呈し始めた」と指摘した。この指摘が現実化していることが、1月28日ワシントン発の共同通信の記事で明らかになった。本誌が指摘したのは、2004-5年初期配備で「海上配備型中間飛行段階シス

テム」の迎撃ミサイルの配備を決定したとすると、イージス艦とSM3(スタンダード・ミサイル3)迎撃ミサイルを使った、4000kmまでの射程の敵ミサイルの迎撃が、日米共同技術研究の成果を待つまでもなく可能になる。日本が必要とする戦域ミサイル防衛(TMD)は、この射程で十分であるから、日本は自国の防衛と関係の

8ページへ左上つづく→◆

は照射ウラン燃料からプルトニウムを抽出する放射化学研究所(再処理施設)の建設が、やはりヨンピョンで始まった。

この段階でのグラファイト減速炉を用いたプルトニウム抽出計画は、明白な記録の証拠がなくても核兵器製造計画が背後にあったと考えるのが自然であろう。

現在の核関連施設

現在、北朝鮮にある主要な核関連施設は3ページの図のようなものである。そ

の中心地は、ヨンピョンである。原子炉は研究原子炉2基(ヨンピョンのIRTとピョンヤン(平壤 郊外)と、後述するように94年「米朝枠組み合意」で凍結された原子炉3基がある。3基のうち運転実績があるのは、前述のヨンピョンの5メガワット黒鉛減速炉だけである。他の2基は、同じヨンピョンで90年代前半に運転予定であった電気出力50メガワット黒鉛減速炉と、テチョン(泰川)で90年代末に運転を目指していた200メガワット黒鉛減速炉である。いずれも運転開始前に凍結された。

ヨンピョンには、原子炉の他に核燃料加工施設、使用済み燃料あるいは照射ウランからプルトニウムを取り出す再処理施設(放射化学研究所)がある。いずれも「枠組み合意」で凍結されていた。

地図にクムチャンニ(金昌里 未示した。この場所は、米国が地下核施設として大騒ぎしたが、無関係であったという教訓の場所である。詳しくは後述する。

昨年10月に米国が問題にしたウラン濃縮施設に関連して、米国からハガプ、ヨンジョン、ピョンヤンの国家科学院という三つの地名が韓国に示されたと報道されたが、それ以上の情報はない。

北朝鮮への核査察の歴史

NPTからの脱退宣言 (全文)

朝鮮民主主義人民共和国政府声明 2003年1月10日(ピョンヤン)

現在、朝鮮半島には米国の悪らつな対朝鮮敵視政策により、わが民族の自主権と国家の安全が著しく侵害される危険な情勢が生じた。

米国は、2002年11月29日に続き1月6日、またしても国際原子力機関(IAEA)をそそのかしてわれわれに反対する「決議」を採択させた。

米国のそそのかしによって、IAEAは、「決議」で米国の対朝鮮敵視政策の所産である核問題の本質と、核不拡散条約(NPT)脱退の効力発生を臨時停止させたわれわれの特殊地位を無視し、われわれを「罪人」扱いしながら、「核計画」を検証可能な方法で直ちに放棄せよと脅迫した。

「決議」の採択に続いてIAEAの事務局長は、われわれが数週間以内にその「決議」を履行しなければ、国連安全保障理事会に提起して制裁を加えると最後通牒まで突きつけた。

これは、IAEAが依然として米国の手下、代弁人に転落しており、NPTが力でわれわれを武装解除させ、われわれの制度を崩壊させようとする米国の対朝鮮敵視政策の道具として悪用されていることを明白に示している。

とくに、IAEAが今回の「決議」で、NPTと朝米基本合意文(ピースデボ注:「米朝枠組み合意」のこと)に乱暴に違反した米国に対しては一言半句もなく、被害者のわれわれにだけ米国の武装解除要求を無条件に受け入れ、自衛権を放棄せよと強要して、米国から「IAEAは米国が言おうとしていたことをそのまま言った」という評価まで受けたのは、IAEAが標ぼうしている公正さという看板がどんなに虚偽で偽善であるかをそのまま示している。

朝鮮民主主義人民共和国政府は、IAEAの今回の「決議」がわが国の自主権と民族の尊厳に対する重大な侵害になると認め、これを断固と断罪、排撃する。

今日、朝鮮半島で平和と安全をかく乱し、情勢を極端な局面へと追い込んでいる張本人はまさに米国である。

ブッシュ政権の出現以降、米国はわれわれを「悪の枢軸」と名指してわれわれの制度を否定するということを国策として宣布し、わが国を核先制攻撃の対象に決めつけることにより、公然と核宣戦布告までした。

米国は、「米朝枠組み合意」に系統的に違反したあげく、新たに「核疑惑」を持ち出して重油の提供まで中断することにより、合意を余すところなく踏みにじったし、不可侵条約を締結するとのわれわれの誠意ある提案と真しな交渉努力に「封鎖」と「軍事的よう懲罰」で、「話しても交渉はしない」というごう慢な態度で応えた。

このような米国が、今やIAEAまで動員してわれわれに対する圧殺策動を国際化したことにより、われわれに対する宣戦布告は実際の行動に移され始め、したがって朝鮮半島の核問題を平和的に公正に解決する最後の可能性までとうとう消え去ってしまった。

朝鮮半島に一触即発の危険な情勢が生じた1993年3月、われわれがNPTからの脱退を宣言しなければならなかったのも、ほかならぬわれわれに反対する米国の核戦争策動とIAEAの不正さのためであった。

米国が必死になってわれわれを圧殺しようとしており、IAEAが米国の対朝鮮敵視政策の道具として盗用されていることが再度明白になった状況のもとで、われわれは

これ以上、NPTの加盟国としてとどまながら国の安全と民族の尊厳を侵害されるわけにはいかない。

朝鮮民主主義人民共和国政府は、わが国家の最高利益が極度に威嚇されている重大な事態に対処して国と民族の自主権と生存権、尊厳を守るため次のように決定する。

第1に、米国が1993年6月11日付の米朝共同声明によって核威嚇中止と敵対意思放棄を公約した義務を一方的に放棄した状況のもとで、朝鮮政府は同声明によって「必要だと認める期間一方的に臨時停止」させたNPTからの脱退効力が自ずと即時発生するということを宣言する。

第2に、朝鮮民主主義人民共和国がNPTから脱退するのに伴い、条約第3条に伴うIAEAとの保障措置協定の拘束からも完全に脱するという事を宣言する。

NPTからの脱退は、わが共和国に対する米国の圧殺策動とそれに追従したIAEAの不当な行為への当然な自衛の措置である。

われわれはNPTから脱退するが、核兵器を製造する意思はなく、現段階においてわれわれの核活動は、唯一、電力生産をはじめ平和的のみに限られるであろう。

米国が、われわれに対する敵視圧殺政策を放棄し核威嚇を中止するなら、われわれは核兵器を製造しないということを朝米間の別途の検証を通じて証明して見せることもありうるであろう。

米国とIAEAは、協議の方法で核問題を平和的に解決するとのわれわれの最後の努力にまで背を向け、われわれをついに条約脱退へと追い詰めた責任から絶対に逃れられないであろう。

『朝鮮時報(2003年1月10・24日合併号)』より、読みやすく句読点を加えた。「下手人」「手下」に変更した。太字は編集部。

ソ連は、北朝鮮の原子力開発が平和目的に限定されるように指導した。北朝鮮は1974年に国際原子力機関 (IAEA) に加盟し、1977年にはIRT炉とそこでの臨界集合体に関する最初の保障措置協定 (INFCIRC / 252) を結んだ。(IAEAについては、4ページの囲み参照。)

5MWeの国産炉の運転が始まる前の1985年12月に、北朝鮮は核不拡散条約 (NPT) に加盟した。そしてNPT下における保障措置協定 (INFCIRC / 403) が結ばれ、1992年4月に発効した。92年5月、北朝鮮は協定に基づく「初期目録報告」(「初期報告」とも言う) を提出した。その中には、査察対象の7施設における核物質目録の申告、それら施設の設計情報、施設外の核物質保管場所のリスト、建設中あるいは計画中の核施設のリスト、科学研究所のリスト、原子力産業に関する核施設のリストが含まれていた。

この申告に基づくIAEA査察が、直ちに始まった(5月)。しかし、9月の第3次査察の頃から、北朝鮮が申告した事実とIAEAの分析結果の不一致が現れ始めた。それに米国からの衛星情報が加わり、IAEAは北朝鮮が軍の管理下にあるとする二つの疑惑施設(核廃棄物貯蔵施設と思われた)への査察を要求した。北朝



(ISIS報告「北朝鮮の核パズルを解く」(2000年)と朝日新聞記事(2002.12.23)より作成)

北朝鮮のNPT脱退声明 (抜粋)

(核兵器不拡散条約からの脱退に関する朝鮮民主主義人民共和国の声明)

発表 1993年3月12日(ピョンヤン)

本日、わが国において、わが国の国家主権とわが国の安全を脅かす重大な事態が発生した。

米国と南朝鮮当局は、北朝鮮に対する核戦争のリハーサルである「チーム・スピリット」合同軍事演習を挑戦的に再開し、これと同時に、国際原子力機関 (IAEA) 事務局の若干の職員と米国の率いる一部の加盟国は、2月25日のIAEA理事会の会合において、核活動とは無関係な我々の軍事施設に対する特別査察を要求する「決議」を採択せしめた。

これは、北朝鮮の主権の侵害であり、その国内問題に対する介入であり、我々の社会主義の抹殺を目的とする敵対行為である。北朝鮮政府は、米国及び南朝鮮当局の朝鮮人民に対する無謀な核戦争の策謀を強く非難し、IAEA理事会会合の不当な決議を断固として拒否する。

(略)

こうしたすべての事実は、米国、北朝鮮に対して敵対的な勢力、及びIAEA事務局の若干の職員が、非核兵器国であるわ

が国の主権と安全を害し、我々の社会主義体制を抹殺するために、NPTを悪用していることを明白に示している。

現下のこのような異常な状況下においては、我々はもはやNPTに基づく義務を履行することはできない。

朝鮮民主主義人民共和国政府は、自国の至高の利益を守る措置として、核不拡散条約からやむを得ず脱退するとの決定を宣言する。

NPTからの脱退は、米国による核戦争の策略とIAEA事務局の若干の職員による北朝鮮への不当な行為に対する極めて正当な自衛措置である。北朝鮮の原則的立場は、米国が北朝鮮に対する核による威嚇を止め、IAEA事務局が独立と公平の原則に回帰するまで不変である。

米国は、その冷戦時代の時代遅れの発想法を放棄し、直ちに核戦争のリハーサルである「チーム・スピリット」合同軍事演習を中止し、さらに非核兵器国の信用を傷つけ、彼らを抑圧するためにIAEAを操ることを慎まなければならない。

たとえ米国、北朝鮮に対して敵対的な勢

力、及びIAEA事務局の若干の職員が「特別査察」や一定の「措置」で我々を脅しても、我々は少しも恐れることはないであろう。泥棒のような議論や力ずくの行為で我々が動かされることはない。いかなる「軍事的脅威」も「政治的・イデオロギー的攻勢」も「封鎖」も我が国民の行く手を阻むことはできない。

核エネルギーを平和的目的に利用するという北朝鮮政府の政策は不変であり、我が国民は、朝鮮半島を非核兵器地帯にするためにあらゆる努力を払い続けるであろう。我々は、国際正義を大切にす多くのIAEA加盟国とIAEA理事会の多数の理事国による、北朝鮮の正当な立場への支持と共感に対して、この機会に感謝の意を表明したい。

米国によってIAEA理事会の会合に強要された不当な「決議」に対する我々の拒絶は、わが国の主権を守り、同時に、発展途上国の共通の利益を保護するものである。

朝鮮民主主義人民共和国政府及び朝鮮人民は、平和と正義を重んじる世界各国の政府と人民が朝鮮半島における重大な事態に大いなる注意を払い、その支持と連帯を北朝鮮政府の自衛措置に向けることを確信している。

出典:「軍縮条約・資料集」(第2版)藤田久一、浅田正彦編。太字は編集部。

鮮はそれを拒否した。

92年11月の第4次査察の後、IAEAと北朝鮮の調整は限界に達しつつあり、93年1月にはIAEA事務局長が保障措置協定にある「特別査察（73条と77条）の適用を示唆した。つまりこれまでのアド・ホック 特定 査察から、不審点解明の目的をもった査察への移行であった。特別査察の拒否は、国連安保理に問題が持ち込まれる可能性を意味していた。

1993年の NPT脱退宣言

査察は第6次まで継続したが前進がなく、93年2月25日、IAEA理事会は、強い調子で事務局長の特別査察の要請に応えるよう北朝鮮に要求し、事務局長に交渉結果を1か月以内に報告するよう求める決議を採択した。それに対して北朝鮮は、「主権を守るために自衛のための対抗措置をとらざるをえない」と反発した。このような経過を経て北朝鮮は、3月12日、遂にNPTからの脱退を宣言した。

脱退宣言の抜粋を、3ページに掲げた。本論では、核疑惑問題に限定して推移をたどっているため、北朝鮮を取り巻く情勢の全体像を見失いがちになるので、ここで注意を喚起しておきたい。脱退宣言がチームスピリット米韓軍事演習に触れているように、IAEAと北朝鮮の対決の過程には、米国の対北政策の影が絶えずつきまとっている。その状況は、2002年10月から2003年1月に至る今回の流れと、極めて似通ったところがある。

つまり当時は、1991年12月の「南北基本合意書」によって、相互不可侵や武力行使の放棄など、南北間の画期的な緊張緩和が達成された流れの中であった。92年2月には南北非核化共同宣言が発効した。そして92年春、1976年以来毎年続いていたチームスピリット米韓軍事演習が中止された。初めてのIAEA査察もこのような状況下で始まっていたのである。

しかし、IAEAが「特別査察」を示唆することと平行して、米国の軍事的な介入が露骨になった。92年10月下旬、米韓は93年チームスピリットを復活させることを発表した。そして、93年1月21日～4月20

国際原子力機関(IAEA)とは?

IAEA(本部:ウィーン)は、1954年の第8回国連総会で採択されたIAEA憲章に基づき、1957年7月29日に発足した。加盟国は137カ国(2002年11月現在)、35ヶ国で構成される理事会と毎年1回開催される総会で政策が決定される。1997年12月より、モハメッド・エルバラダイ氏が事務局長を務める(現在2期目)。原子力の平和利用を促進するための技術協力などのほか、核物質の軍事転用防止を目的とした各国の原子力関連施設への査察を含む保障措置を実施している。

1970年3月に発効した核不拡散条約(NPT)は、その締約国である非核兵器国に対し、IAEAとの間で平和的な原子力活動に関わるすべての核物質を対象とする保障措置協定を締結

するよう義務付けている(第3条)。一方、核兵器保有国は、NPTに基づくIAEA保障措置を受け入れる義務を持たないが、部分的に保障措置の自発的受け入れをおこなっている。なお、1974年にIAEAに加盟した北朝鮮は、1994年6月13日にIAEAから脱退した。インド、パキスタン、イスラエル、イラクは加盟国である。

1993年のイラク、北朝鮮による保障措置協定違反を契機に、IAEAは保障措置制度の強化に関する検討を開始した。その結果、1997年5月にIAEAに新たな権限を付与するためのモデル議定書が特別理事会で採択された。「追加議定書」と呼ばれるこの議定書には2002年11月現在、67カ国が署名し、日本を含む28カ国が発効している。

朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)とは?

1994年10月21日に米朝間で妥結した「枠組み合意」に基づき、95年3月9日、米・日・韓の3カ国の協定によって設立された国際共同事業体(本部:ニューヨーク)意思決定機関は、原現加盟国である日・米・韓および97年9月に加盟した欧州連合(EU)の各代表により構成される理事会である。2001年5月1日以来、米国のチャールズ・カートマン大使(元朝鮮半島和平協議担当特使)が事務局長を務める。これら4カ国・地域に加え、一般メンバーとして、ニュージーランド、オーストラリア、

カナダ、インドネシア、チリ、アルゼンチン、ポーランド、チェコ、ウズベキスタンの9カ国が参加している。

KEDOの主目的は、北朝鮮の既存の黒鉛減速炉を凍結し最終的に解体する代わりに、軽水炉2基を建設し提供すること、また、1基目の軽水炉完成までの代替エネルギーとして年間50万トンの重油を供給することである。「軽水炉供給と引き換え」(95年12月)など、KEDOと北朝鮮との間でさまざまな議定書が締結されている。

日、韓国全土とその周辺海域で、米軍5万6000人、韓国軍約7万人という大部隊を展開し、対北朝鮮への大規模な軍事威嚇を行ったのである。

NPT脱退の停止

NPT条約の規定によれば、脱退は3か月前に通告しなければならない。この3か月の猶予期間に、IAEA理事会は北

朝鮮と交渉を続けたが、5月の安保理決議(S/RES/825(1993))を挟んで、北朝鮮は米国との交渉に力点を置くようになった。6月2日に、ニューヨークでカン・ソクジュ(姜錫柱)第一外務次官とロバート・ガルーチ国務次官補の間の第1回米朝高官協議が始まった。そして4回の協議の結果、6月11日、つまり北朝鮮のNPT脱退宣言が発効する前日、米朝は共同声明を発して、一旦危機を脱した。

米国は、「核兵器を含め武力は使わず、武力による威嚇も行わない」保証を与え、北朝鮮は「NPTからの脱退発効について、必要と認める限り一方的に、一時停止する」と表明した。

この共同声明は、やがて94年「枠組み合意」の基礎となる重要な意味を持つ。そして、その後IAEAの査察再開についての交渉が続いた。

IAEA脱退 枠組み合意へ

94年3月に、93年5月の第7次査察以来10か月ぶりの査察が再開したが、5MWe炉の使用済み燃料の取り出し時の査察を巡って紛糾した。北朝鮮は、査察官の立ち会いを拒否し、独自に燃料棒8000本を取り出した。このことによって、IAEAは、燃料棒の完全な所在確認ができなかったのみならず、5MWe炉の「初期目録報告」の検証が出来なくなり、今日に至るまで北朝鮮の核兵器用核物質の保有量について不明確さを広げる原因の一つとなっている。

この紛争の中で、北朝鮮はIAEAからの脱退を表明した(94年6月13日)。しかし、IAEAは、脱退してもNPT条約に留まる限り、IAEAと北朝鮮の間の保障措置協定は有効であるとの立場をとっている。

この新たな危機は、ジミー・カーター元米大統領特使の訪朝によって解決の糸口が見出され、第3ラウンドの米朝高官協議が開始された。

1994年10月、ジュネーブで「米朝枠組み合意」が成立した。その内容は、本誌172号に要約してあるので、参照していただきたい。上記の査察経過との関連でいうと、次の3点が重要であろう。

兵器用核物質の抽出がより困難な軽水炉を2000MWe相当分供給することと引き替えに、北朝鮮はすべての黒鉛減速炉と関連施設を凍結し、最終的に廃棄する。

5MWe炉から取り出した使用済み燃料はそのまま保管し、国内での再処理を行わない処理方法について協議する。

「軽水炉プロジェクトの重要な部分が完了し、中心的な核関連機器が搬入される前の段階で」保障措置協定(INFCIRC / 403)の完全実施に移行する。

地図に関連して前述した設備の凍結は、このように義務づけられたのである。

北朝鮮のNPT脱退宣言に至る最近の動き

2002年	
10月16日	米國務省、北朝鮮が高濃縮ウラン製造計画などの核開発をケリー國務次官補訪朝時に認めたと発表。
10月25日	北朝鮮外務省「核問題に関する談話」発表。濃縮計画を否定、核保有の権利を主張。米に不可侵条約締結提案。
11月14日	KEDO理事会、北朝鮮の核開発を非難し、12月からの重油供給凍結で合意との声明を発表。
11月29日	IAEA理事会、北朝鮮のウラン濃縮計画を非難し、IAEAの保障措置の即時履行を求める決議を採択。
12月14日	北朝鮮原子力総局長、核関連施設の凍結解除、監視カメラの一方的撤去を予告するIAEAあての書簡。
12月21日	北朝鮮、ヨンピョンの実験用黒鉛減速炉(5MWe)の封印を撤去、監視カメラなどにも覆い、IAEA確認。
12月22日	北朝鮮、使用済み燃料8000本の貯蔵庫の封印も撤去。IAEA確認。
12月24日	IAEA、北朝鮮が放射化学研究所(再処理施設)核燃料加工施設を含むヨンピョン4施設の封印を撤去したことを確認。
12月27日	北朝鮮原子力総局長、IAEA査察官を退去させるとの決定を伝えるIAEAあての書簡。
12月28日	北朝鮮、IAEA査察官2人に対して、国外退去を通告。
12月30日	IAEA、北朝鮮が再処理施設を1~2ヶ月内に再稼働と27日に伝えていたことを公表。
12月31日	IAEA査察官国外退去。
2003年	
1月6日	IAEA緊急理事会、北朝鮮の核施設再凍結と核開発計画の即時停止、保障措置再開に向けた協議の再開を求める決議を全会一致で採択。
1月10日	北朝鮮、NPT脱退とIAEA保障措置協定からの離脱を宣言。

凍結を監視するために、IAEAはヨンピョンに査察員を常駐させることになった。

1995年3月、上記 を実行し、軽水炉1号機が完成するまで重油を毎年50万トン供給することを任務とするKEDO(朝鮮半島エネルギー機構)が、米韓日3国により発足した。(KEDOの詳細は、4ページ囲み記事を参照のこと。)

クムチャンニ騒動

KEDOによる諸施設の凍結は、今回のNPT脱退の再宣言事態が起こるまでは、成功したと考えられている。

しかし、「枠組み合意」の履行を巡って、北朝鮮と米国の間にはさまざまな紆余曲折があった。ミサイル問題も、新しく加わった重要な政治的因子であるが、査察問題に関連した重要例として、1998~9年のクムチャンニ騒動を振り返っておこう。

1998年8月、米情報機関が得た北朝鮮の地下「秘密核兵器工場」の情報が

『ニューヨーク・タイムズ』にリークされ、大きく報道された。その場所が、ヨンピョン北西のクムチャンニである。クリントン政権の北朝鮮政策を弱腰外交と批判する勢力の仕掛けたリークであったと考えられる。米国では議会のKEDOへの懐疑心を増幅させた。日本では、8月末のテポドン発射と相まって、北朝鮮の脅威を印象づける材料となった。

米国は地下施設への立ち入りを要求し、北朝鮮は核と無関係な軍事施設であるとして立ち入りを拒否した。結局、食糧援助と引き替えに1999年5月に約20名の米国専門家がクムチャンニを視察した。北朝鮮は、米国に自由に調査させた。

40m幅、6m高で網目状に延べ9kmにわたって掘られたトンネルは、岩肌が露出したままであり、いかなる設備の建設の形跡もなかった。米国専門家チームは、トンネルの目的は不明だが、原子炉や再処理施設には極めて不適切な構造であり、「枠組み合意」に違反していないと結論づけた。2000年5月に米チームは、再度クムチャンニを訪問したが、何の変化も検出できなかった。

いわゆる米国の情報機関の情報は、メディアが好んで報道するが、私たちは絶えず冷静に判断しなければならない

ことをクムチャンニ騒動は教えている。

今回の NPT脱退事態

2002年10月16日、北朝鮮が「核兵器のためのウラン濃縮計画を持っていることを認めた」という米國務省の発表(本誌174号に全訳)が、2003年1月10日のNPT脱退宣言に至る直接の契機であった。

しかし、今日に至るまで、「ウラン濃縮計画の中味」のみならず「北朝鮮が何を認めたのか」に関する事実関係は、ほとんど解明されていない。米国も北朝鮮も、事実を明らかにしないことを手段とした、外交目的の達成に専念している。

10月25日の北朝鮮外務省スポークスマンの談話は、「何の根拠資料もない」と言いつつ、「自主権と生存権を守るため、核兵器はもちろん、それ以上のものも所有する権利がある」(英文テキスト:『朝鮮時報』11月8日)と言っている。一方、騒ぎの発端となった北朝鮮の「自認」を直接聴いたケリー國務次官補は、北朝鮮のカーン(姜)第一外務次官の具体的な言葉を尋ねられたのに対して、「発表しない」と回答を拒否した(11月19日)。

米國務省報道に続いて、事態を急速に動かした決定要因は、11月14日のKEDO理事会による重油供給凍結の声明であった。これは、94年「枠組み合意」の当事者・米国が、公式に不履行を宣言する行為であり、「枠組み合意」破棄に

等しかった。韓国は抵抗をし、日本も望まなかったが、米国に押し切られた。この局面では、ピョンヤン宣言に基づく日本外交の戦略的姿勢の欠如が批判されるべきである。

それ以後、北朝鮮は5ページの年表にあるように、次々と核の瀬戸際外交をエスカレートさせた。そして、遂には使用済み燃料再処理を再稼働させること、つまりは兵器用プルトニウム抽出を臭わせながら、「米国との不可侵条約」という政治的目標をたぐり寄せようとしている。

公正な基盤 による解決を

北朝鮮の今回の脱退宣言の全文を2ページに掲載した。前述した1993年の脱退声明と同じく、今回も北朝鮮はNPT脱退を言いつつ、「核兵器製造する意思はない」と述べている。さらにそう言いつつ「プルトニウム抽出」という瀬戸際のアクションを通告している。

米国が、ブッシュ政権になって北朝鮮に対してとってきた政策が、いかに国際信義に反するものであったかについて、本誌はすでに174号で解説した。クリントン政権末期に、相互に「敵対的な意図を持たない」過去を払拭した新しい関係を建設するために今後全力を尽くすと共同コミュニケ(2000年10月12日)を出しながら、米国は、1年後には、「悪の枢軸」呼ばわりをして、KEDOを破壊する

意図を露骨にした。

さらに、昨年10月に米国がウラン濃縮問題を持ち出した背景には、再開する日朝正常化交渉や韓国の大統領選挙に、米国が介入する意図が見えていた。

幸い、韓国、日本、中国、ロシアの抵抗で、米国の単純な道筋はとれなくなっている。

ブッシュ政権の強硬路線は、核兵器問題を軸にして進行しているが、重要なのはこの分野で米国は国際合意を踏みに行っている「最悪の当事国」であることである。とりわけ、「核態勢見直し」で暴露された核兵器政策が、NPT2000年合意を踏みにじり、NPT体制そのものを破壊する危険があることを、本誌は繰り返し指摘してきた。この点に触れない北朝鮮批判は公正さを欠く。

日本にとって、日朝問題とは過去の補償問題、拉致被害者の問題、脱北者の人権問題など、核・ミサイルなど安保問題以外にも山積した多くの問題を含む包括的な問題である。基礎となる両国間の信頼醸成を図りつつ一步一步前進しなければならない。

核問題が中心議題となっているとき、日本は被爆国としてユニークな役割を果たしうるはずである。にもかかわらず、日本は、米国の追従者であったり自主核武装の意図が疑われたりする国としてしか、この場面に登場しない。日本は、核兵器が非人道兵器であることを明言し、核兵器に依存することを否定する立場へと政策転換をしなければならない。

繰り返し主張するが、北東アジア非核地帯をテーブルにのせることこそ、日本がとるべき道である。(梅林宏道)

国会レポート

第154回通常国会

衆議院・参議院(2002.6.30~7.31)

*上記の期間のほか、閉会中審査を含む。

(作成:佐藤毅彦)

国会図書館のホームページですべての会議録を閲覧できます。安全保障問題が審議された委員会名を列挙します。

<http://www.ndl.go.jp/>

<衆議院>

7/3[決算行政監視委][武力攻撃事態特別委]、7/9[安保委]、7/10[外務委][決算行政監視委]、7/11[沖縄・北方問題特別委]、7/12[外務委]、7/17[外務委][国家基本政策委・合同審査会]、7/19[外務委]、7/23[決算行政監視委:第一・第

二・第四分科会]、7/24[外務委][厚生労働委][国土交通委][武力攻撃事態特別委]、7/25[安保委]、7/26[外務委]

*閉会中審査*9/20[外務委]

質問主意書(質問日 答弁書)

金田誠一(民主)『海幕三等海佐開示請求者リスト事案に係る調査報告書』(7/1 8/2;質問116号)〔7/16 7/23;質問136号〕、「九州南西海域不審船事案での威嚇射撃における事実関係の改ざん」(7/26 8/27;質問156号)

長妻昭(民主)『情報公開法に基づく開示決定等に対する不服申し立ての情報公開審査会への諮問遅れ等』(7/5 8/2;質問124号)、「有事法制等にある『我が国』の定義」(7/5 7/16;質問126号)、「アフガニスタンにおける結婚式参列者への米軍の誤爆に対する日本の態度」(7/19 7/26;質問142号)、「大使等に対する着任国からの便宜供与の実態」(7/19 8/7;質問144号)、「防衛庁のほか、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、資源エネルギー庁及び会計検査院が、情報公開法に基づく行政文書開示請求書記載以外の個人情報

をリスト化している件」(7/31 9/6;質問191号) 平岡秀夫(民主)『日米安全保障条約に基づく在日米軍の行動基準等』(7/8 7/23;質問128号)

原陽子(社民)『米軍基地に関する『日本環境管理基準』』(7/15 9/13;質問135号)、「相模原市内の米軍基地」(7/16日提出;質問137号)

大島令子(社民)『朝鮮人・韓国籍・朝鮮籍学校』(7/23 8/30;質問151号)

北川れん子(社民)『青森県六ヶ所村を国際熱核融合実験炉(ITER)の候補地とする政府決定』(7/29 9/10;質問166号)

首藤彦彦(民主)『NGOの組織強化につながる支援』(7/29 8/27;質問167号)

大島令子(社民)『台湾向け原子力発電設備の輸出許可』(7/30 8/27;質問172号)

保坂展人(社民)『青木盛久前ケニア大使証言と鈴木宗男衆議院議員証言ならびに外務省調査報告書の相違』(7/30日提出;質問184号)、「ケニア、ソドゥ・ミル水力発電事業の見直し」(7/30 9/20;質問185号)、「情報公開請求者の『応接

インド核使用体制を具体化

2003年1月4日、インド政府は「インド核ドクトリン」を実行するための安全保障内閣委員会の方針を公表した。「核ドクトリン（草案）」は1999年8月に発表され、「信頼できる最小限抑止力」、「核兵器の第一不使用」および「消極的安全保障」を三つの柱としている。今回付加されたのは、「核ドクトリン」の作戦化における司令系統の明確化、および報復核攻撃をインドに対する生物・化学兵器による大規模攻撃に対しても行なうことの明示である。前者に関しては、パキスタンはすでに「核最高司令部」を2000年2月に設立し、この点のインドの遅れが指摘されていた。後者に関しては、これによって「核兵器の第一不使用」の原則が、実質的に壊されたと言える。印パ間におけるこうした核軍拡競争の激化の背景として、両国における原理主義勢力の台頭、およびカシミール紛争の解決が暗礁に乗り上げていることが挙げられるであろう。以下、インド安全保障内閣委員会の報道発表と「核軍縮と平和のための連合」の声明を全訳する。（藤田明史）

たは化学兵器による大規模な攻撃が行なわれた場合には、インドは核兵器による報復の選択肢を保持する。

- vii) 核およびミサイル関連物質や技術の厳格な輸出管理の継続、兵器用核分裂物質生産禁止条約（カットオフ条約）の交渉への参加、および核実験モラトリアムの遵守の継続。
- viii) 全世界的な、検証可能な、非差別的な核軍縮を通じて、核兵器のない世界という目標に対する誓約の継続。

- 3. 核最高司令部は「政治委員会」および「執行委員会」から成る。政治委員会は首相が議長を務める。それは核兵器の使用を認可できる唯一の機関である。
- 4. 執行委員会は「国家安全保障顧問」が議長を務める。それは核最高司令部の意思決定のための意見を具申し、政治委員会によって与えられる命令を執行する。
- 5. CCSは、現行の指揮・統制系統、準備態勢の状況、報復攻撃のための標的戦略、および警戒・発射の様々な段階における作戦手順に関する検討を行なった。委員会は全体的な準備状況に関して満足の意を表明した。CCSは、全戦略部隊を管理し運営する戦略軍総司令官を任命することを承認した。
- 6. CCSはまた、起こり得るあらゆる事態に備えて、報復核攻撃のための代替指揮系統の体制を検討し、承認した。（訳：藤田明史、ピースデポ）

インド安全保障内閣委員会の報道発表

「安全保障内閣委員会（CCS）は本日の会合を開き、インドの核ドクトリンの作戦化における進展について検討した。委員会は核ドクトリンおよびインドの核兵器 / 部隊を支配する作戦体制に関する以下の情報を、国民に公表すべきであるとの決定を行なった。

- 2. インドの核ドクトリンは次のように要約できる。
 - i) 信頼できる最小限抑止力の構築および維持
 - ii) 核兵器の「第一不使用」態勢は、イン

ドの領土またはいかなる場所であれインド軍への核攻撃に対する報復においてのみ行使される。

- iii) 第一攻撃に対する核兵器による報復は、大規模なものであり、受け入れ難い損傷を与えるように設計される。
- iv) 核兵器による報復攻撃は、「核最高司令部」を通じて、文民の政治指導者によってのみ認可される。
- v) 非核国に対する核兵器の不使用。
- vi) しかしながら、インドまたはいかなる場所であれインド軍に対する生物ま

記録』（7/31 9/6; 質問193号）
中村哲治（民主）我が国における条約難民の認定体制（7/31 8/27; 質問195号）

<参議院>

7/2[外交防衛委]、7/3[本会議]、7/4[外交防衛委]、7/8[行政監視委]、7/9[外交防衛委]、7/10[予算委]、7/11[外交防衛委]、7/12[沖縄・北方問題特別委員会]、7/15[決算委][行政監視委]、7/16[内閣委][外交防衛委][経済産業委]、7/18[内閣委][外交防衛委]、7/22[行政監視委]、7/23[内閣委][外交防衛委]、7/31[外交防衛委] *閉会中審査*8/8[決算委]、9/11[決算委]、9/12[決算委]、9/26[決算委]、10/3[決算委]、10/10[外交防衛委]、10/16[決算委]

質問主意書（質問日 答弁書）

福島瑞穂（社民）メロックス社製MOX燃料について東京電力の行った製造確認試験及び製造実績調査（7/18 9/3; 質問36号）「厚木基地上空の飛行・離発着訓練（7/26 9/10; 質問42号）大脇雅子（社民）一般戦災傷病者（7/22 8/27; 質問37号）

大田昌秀（社民）在沖繩米軍基地に出入りするいわゆる「ベースタクシー」の「営業権料」（7/24 8/7; 質問39号）「米兵の『急使』の不逮捕特権（7/29 9/10; 質問48号）

井上美代、緒方靖夫（共産）米軍横田基地」

8ページ左上へつづく➡◆

「核軍縮と平和のための連合（CNDP）声明

2003年1月10日

「核軍縮と平和のための連合（CNDP）は、インドの抑止力を作戦化するパジバイ政権の決定を深く憂慮する。「核最高司令部（NCA）および「戦略軍」の創設は、印パ両国を厳戒態勢の核配備へとこれまで以上に近づけ、南アジアの軍拡の階段を一步上らせるということでありしたがって、恐ろしい破壊をもたらす核使用の可能性を現実化するものである。

われわれは、インド政府も50年間にわたってそうしてきたように、核抑止というものは致命的な欠陥を持つ、忌まわしい教義であると考え、印パ間における透明性や戦略的距離の欠如、および誤算と事故の歴史から考えれば、それはどわげインド亜大陸においては失敗に終わる他ない。われわれは、最新のインド核ドクトリンにおいて「第一不使用」の誓約が、さらにいっそう弱まったことを残念に思う。米国の「大量破壊兵器と闘うための国家戦略」をまねて、インドは、インドまたはインド軍に対する生物・化学兵器による攻撃を受けた場合には、何10万人もの非戦闘員である一般市民を殺戮するといった、甚だしくバランスを欠いた報復攻撃の威嚇を行なっている。

首相を長とする、NCAの政治委員会のみが核攻撃を認可できるということは、何の慰めにもならない。民主主義の政府が広島・長崎の残虐行為を命令したのである。印パ両国はカルギルにおいて、また最近10ヵ月にわたる対立の間、核による威嚇を傲慢に交わしてきたし、現在も継続している。NCAの設置によって、こうした威嚇はどわげ危険なものとなるだろう。南アジアにおける核による大惨事は、核の危険性を削減する措置を協議することによって回避されなければならない。われわれは印パ両国民に、それぞれの政府に対して核戦争の瀬戸際から引き返すよう働きかけることを呼びかける。（訳：藤田明史、ピースデポ）

ない高度システムの共同開発に投資を
することになる、という点であった。

共同通信によると、米国は日米共同技
術研究の対象としている53センチ径の
スタンダードミサイルを白紙にもどし、初
期配備の対象である34センチ径に開発
努力を集中する、と通知したといふ。そし
て、「日本はこの初期配備型を米国から
買え」と米国は話を持ち掛けている。

我々の指摘通りの矛盾が露呈された
訳であるが、さらに一点注意すべきこと
がある。プッシュの長期的プランでは、
「海上配備型中間飛行段階システム」の
高性能化によって、これをさらに長距離
弾道弾の迎撃につなげ、陸上配備のIC
BM迎撃システムを補完する役割を持た
せる構想を持っている。日米共同技術
研究が、この方向に秘密裡に利用される
危険を十分監視しなければならない。
(梅林宏道)

1月14日 橋本沖繩大使、離任会見で、県民と
米軍の犯罪率を比較し「在沖米軍の方が数字が
低い」と17日、稲嶺知事、この発言を批判。

1月15日 嘉手納基地で、E3AWACS(空中早
期警戒機)機が緊急着陸。

1月16日 政府、嘉手納基地内一部土地の強
制使用手続きで、契約拒否地主に代わり署名。

1月17日 勝連町WBに米強襲揚陸艦エセック
スが寄港。20日、出港。

核兵器廃絶 メーリングリストに 参加しましょう

核兵器廃絶メーリングリスト
(abolition-japan)は、核兵器廃絶のため
の情報と意見の交換をするメーリン
グリストです。

どなたでも無料で参加できます。
登録方法は、件名を空欄のまま、
majordomo-j@jca.apc.org宛に
「subscribe abolition-japan」とのみ本
文に記入したメールを送ってください。

日誌

2003.1.6~1.20

(作成:竹峰誠一郎、中原聖乃、中村桂子)

IAEA=国際原子力機関 / MD=ミサイル防衛 /
NPT=核不拡散条約 / TCOG=日米韓三国調整
グループ / UDP=部隊展開計画 / UNMOVIC=
国連監視検証査察委員会 / WB=ホワイト・ビー
チ / WMD=大量破壊兵器

1月6日 IAEA緊急理事会、北朝鮮に施設再
凍結と核開発放棄求める決議。

1月7日 北朝鮮への対応をめぐるTCOG会
合、ワシントンで開催。米国の「対話の用意」明記
した声明発表。

1月9日 インド、短距離地对地ミサイル「アグニ
1」発射実験に成功と発表。

1月9日 UNMOVICとIAEA、安保理非公式
会合にイラクWMD査察中間評価を報告、「決
定的な証拠は見つかっていないが、疑惑は「何ら解
決されていない」。

1月10日 北朝鮮、NPT脱退とIAEA保障措置
協定からの離脱を宣言。(本誌参照)

1月10日 アナン国連事務総長、北朝鮮NPT
脱退通告を懸念し「再考を強く求める」声明発表。

1月10日 小泉首相、口のプーチン大統領と日
口行動計画合意。

1月11日 北朝鮮の崔鎮洙・駐中国大使、記者
会見で米国次第でミサイル発射実験再開と核兵
器製造の可能性示唆。

1月13日 エルバラダイIAEA事務局長、ドビ
ルパン仏外相と会談、WMD査察「完全報告は
数ヶ月必要」。

1月14日 小泉首相、靖国神社参拝。中国、韓
国から抗議表明。

1月14日 石破防衛庁長官、口のセルゲイ・イ
ノフ国防省と会談、MDについて「防衛的手段で、
他国に軍事的脅威を与えない」。

今号の略語

CCS = 安全保障内閣委員会
CNDP = 核軍縮と平和のための連合
IAEA = 国際原子力機関
ICBM = 大陸間弾道ミサイル
ISIS = 科学と国際安全保障研究所
KEDO = 朝鮮半島エネルギー開発
機構
MWth = 熱出力メガワット
MWe = 電気出力メガワット
NCA = 核最高司令部
NPT = 核不拡散条約
TMD = 戦域ミサイル防衛

1月16日 エルバラダイIAEA事務局長、イラク
査察「まだ多くのやるべきことが残されている」同日、
プリスクUNMOVIC委員長、27日提出のイラク
査察報告書「最終的なものではない」。

1月16日 査察団、バクダッド南のウハイダー弾
薬庫から化学兵器用の空弾頭発見明らかに。

1月17日 アーミテージ米國務副長官、北朝鮮
不可侵「書簡や公式の声明」など包括的提案検
討と明言。

1月18日 エルバラダイIAEA事務局長、国連
査察団がイラク人科学者の自宅からウラン濃縮
技術に関する文書を見たと、明らかに。

1月18日 イラク攻撃に反対する大規模な集会
とデモ、米国、日本を含め世界各地で開催。

1月19日 UNMOVIC委員長とIAEA事務局
長、イラク入り。20日、イラク側と査察方法の改善に
向けた10項目の共同声明発表。

1月19日 プリスクUNMOVIC委員長、イラク当
局者から「新たに化学兵器用の空弾頭4発見つ
かった」と報告を受けたと明らかに。

1月20日 米海軍横須賀基地を拠点とする米
第7艦隊の空母キティーホーク、同基地出港。

1月20日 国連安保理、テロ対策を主要議題と
する外相級会合開催、事実上イラク問題対応協
議の場へ。

沖縄

1月6日 嘉手納基地で、F15が緊急着陸。

1月7日付 沖縄にUDPで派遣されている一部
部隊の駐留延長が明らかに。海兵隊力、200人程
度増強とみられる。琉球新報の報道。

1月7日 嘉手納基地で、F15が緊急着陸。KC
135空中給油機も緊急着陸。

1月7日 米少佐女性暴行未遂事件で、那覇地
裁に2度目の保釈請求。8日、那覇地裁、「証拠隠
滅の恐れあり」と却下。

1月8日 嘉手納基地で、F152機が緊急着陸。

1月9日 P3C対哨戒機が緊急着陸。嘉手納。

1月13日 嘉手納基地で、F15戦闘機3機とMC
130特殊救難機1機が緊急着陸。

ピースデポの会員 になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送さ
れるほか、情報の利用にあたって優遇さ
れます。(会員種別、会費、手続について
は、お問い合わせ下さい。『核兵器・核
実験モニター』の購読のみも可能です。

宛名ラベルメッセージについて

- ・会員番号(6桁):会員の方に付いています。
- ・「(定)」:会員以外の定期購読者の方。
- ・「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代
切れ、継続願います。」:入会または定期購
読(年6,000円)の更新をお願いします。
- ・メッセージなし:贈呈いたしますが、入会
を歓迎します。

ピースデポ電子メールアドレス

事務局 <office@peacepot.org>
梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>
中村桂子 <nakamura@peacepot.org>

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳綯子、大澤一枝、佐藤毅彦、竹峰誠一郎、津留佐和子、中原聖乃、中村和子、
藤田明史、梅林宏道